

証券コード 9238
2024年5月15日
(電子提供措置の開始日 2024年5月2日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
バリュークリエーション株式会社
代表取締役社長 新 谷 晃 人

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://value-creation.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「バリュークリエーション」又は「コード」に当社証券コード「9238」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年5月29日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月30日（木曜日）午前11時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿1丁目20-8
エビススバルビル「EVENT SPACE EBIS303」
『カンファレンススペース A』5階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第16期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

# 事業報告

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社の主たる事業領域である国内インターネット広告市場は、前年比107.8%市場規模となっています。（出典：株式会社電通「2023年 日本の広告費」）

このような環境のもと、当事業年度において当社では、主力事業であるマーケティングDX事業を中心に提供サービスの品質向上に取り組むとともに、顧客ニーズに合致した最適なサービス提案を可能とする営業体制を整備し、新規顧客の獲得とともに提供サービスのクロスセルやアップセルの促進による既存顧客との取引拡大に注力してまいりました。顧客の継続率は約97%となり目標とする水準を維持できております。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高2,948,333千円（前事業年度比4.4%増）、営業利益172,777千円（前事業年度比52.3%増）、経常利益166,750千円（前事業年度比37.5%増）、当期純利益114,358千円（前事業年度比32.9%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### <マーケティングDX事業>

マーケティングDX事業は、運用型広告を中心とするプロモーション手法を通じ、広告効果向上のための課題抽出、広告の運用までを一貫して実施しております。既存顧客からの受注増及び新規顧客の獲得もあり堅調に推移いたしました。

この結果、売上高は2,838,851千円（前事業年度比3.3%増）、セグメント利益は611,199千円（前事業年度比10.1%増）となりました。

#### <不動産DX事業>

不動産DX事業は、DXで解体業界に新たな価値を届けるべく「解体の窓口」を運営しております。ユーザー申込累計件数が24,000件を突破し、認知度が高まっている状況です。一方で顧客獲得のための先行投資費用が増加しております。

この結果、売上高は109,481千円（前事業年度比43.6%増）、セグメント損失は23,316千円（前事業年度は34,824千円の損失）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は30,701千円で、その主なものは、ソフトウェア仮勘定（ウェブサイト）の取得27,272千円によるものです。

③ 資金調達の状況

当社は、2023年11月22日に東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、公募増資による105,000株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による45,400株の新株発行により、総額247,678千円の資金調達を行いました。

また、当事業年度において、金融機関より、設備投資及び運転資金等の拡充を目的として長期借入金250,000千円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                               | 第13期<br>(2021年2月期) | 第14期<br>(2022年2月期) | 第15期<br>(2023年2月期) | 第16期<br>(当事業年度)<br>(2024年2月期) |
|-----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (千円)                          | 2,069,221          | 2,438,401          | 2,823,748          | 2,948,333                     |
| 経常利益 (千円)                         | 4,806              | 28,319             | 121,270            | 166,750                       |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (千円)          | △15,510            | 16,668             | 86,032             | 114,358                       |
| 1株当たり当期純利益又は1<br>株当たり当期純損失(△) (円) | △7.75              | 8.33               | 43.02              | 55.11                         |
| 総資産 (千円)                          | 1,702,222          | 3,927,390          | 3,290,867          | 3,628,388                     |
| 純資産 (千円)                          | 44,591             | 61,260             | 147,292            | 509,247                       |
| 1株当たり純資産 (円)                      | 22.29              | 30.63              | 73.65              | 221.34                        |

注. 当社は、2023年8月25日付で普通株式1株につき20株の割合で、2024年3月16日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、安定した堅実な成長をするために、環境の変化に敏感に対応しながら以下の経営課題に取り組んでまいります。

### ① 自社サービスの継続的な強化

当社のマーケティングDX事業が属するインターネット広告市場においては、技術進歩が非常に速く、マーケティング手法やサービス形態は日々進化しております。当社として今後も継続的なサービスの拡大を実現するために、それぞれの業界・業種の課題を的確に把握し、深い洞察と仮説設計を行い、最適なマーケティングソリューションを提供し続けることで、競争力の強化と企業価値向上に努めてまいります。

不動産DXが属する解体市場について住宅ストックは年々増加しており、空き家や老朽化した建築物の増加は社会問題にもなっております。この問題に対し、これまで抜本的な対策は確立されていなかったものの、国や自治体の動きが本格化しており、今後数年間で住宅解体需要が飛躍的に増加すると考えられております。当社として当該需要に対応して、潜在的なニーズをキャッチし解体を起点としたサービス提供をし続けることで収益拡大に努めてまいります。

## ② 高い専門性を有する人材の確保

当社は、更なる事業拡大を実現していく上で、優秀な人材の採用と、継続的な人材育成および、組織への長期的な定着が必要不可欠であると考えております。引き続き、中途入社・新卒入社合わせて、積極的な採用活動による優秀な人材確保を推進してまいります。また、従業員の心理的安全性を重視した社内コミュニケーションの制度設計、教育制度の充実、個々人の能力開発の強化に取り組み、高い生産性を発揮できる組織体制の構築に努めてまいります。

## ③ アドフラウド、ブランドセーフティへの対策

デジタル広告市場の急速な拡大に伴って、近年はアドフラウド（広告不正）問題や、不適切なメディアへの広告掲載による、企業のブランド毀損問題など、デジタル広告特有の問題が指摘されています。当社においては、そのような諸問題に真摯に向き合い、迅速かつ、継続的に適切な対策を講じることで、安心安全なマーケティングサービスの実現を目指してまいります。

## ④ 内部管理体制の強化

当社は、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用、内部統制システムを活用した監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

## ⑤ 情報セキュリティのリスク対応の強化

当社は、ウィルスや不正な手段による外部からのシステムへの侵入、システムの障害及び役職員・パートナー事業者の過誤による損害を防止するために、引き続き職場環境の整備及び社内教育による情報セキュリティの強化を図ってまいります。

⑥ 財務上の課題

現状においては安定的に利益を計上しており、事業継続に支障をきたすような財務上の課題は認識しておりません。資金需要が生じた場合は自己資金を充当する方針でありますが、金融機関からの借入やエクイティファイナンスも選択肢として対応してまいります。

また、収益基盤の維持・拡大を図るためには、手許資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。費用対効果の検討による各種コストの見直しを継続的に行うことで、さらなる財務基盤の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年2月29日現在）

| 事業区分        | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マーケティングDX事業 | 運用型広告を中心とするプロモーション手法を通じ、顧客のWebサイトへの集客を適切に行うための課題抽出、戦略立案から広告の運用までを一貫して実施しております。具体的には顧客のマーケティング戦略に応じて複数種類の広告手法・プラットフォームを柔軟に組み合わせ、プロモーションを設計・運用しております。<br>また、「人生に役立つ」情報を網羅する自社サイト”Mola”を運営しています。Molaでは、ビジネス、デジタル、お金、恋愛、旅行、グルメ、スポーツ・レジャー、エンタメ、ヘルスケア、ビューティ、暮らし、ファッションの12カテゴリに関して、人生に役立つ情報を網羅（モーラ）し、Molaの記事を通じて、より多くの人の人生が豊かになることを目指しています。 |
| 不動産DX事業     | DX(デジタルトランスフォーメーション)で解体業界に新たな価値を届けるべく「解体の窓口」を運営しています。<br>「解体の窓口」という自社メディアは、所有する物件を解体したいと考えているユーザーと、ユーザーを探している解体業者をマッチングさせるメディアです。                                                                                                                                                                                                    |

**(6) 主要な営業所及び工場**（2024年2月29日現在）

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 本 | 社 | 東京都渋谷区 |
| 仙 | 台 | 宮城県仙台市 |

**(7) 使用人の状況**（2024年2月29日現在）

| 使用人数    | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|--------|-------|--------|
| 46（40）名 | 2（3）名  | 31.5歳 | 4.2年   |

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、正社員のみで算定しております。

**(8) 主要な借入先の状況**（2024年2月29日現在）

（単位：千円）

| 借入先          | 借入額     |
|--------------|---------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 310,572 |
| 株式会社 埼玉りそな銀行 | 135,159 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 88,300  |
| 株式会社みずほ銀行    | 36,060  |
| 株式会社東日本銀行    | 111,236 |
| 株式会社千葉銀行     | 41,672  |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2023年11月22日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり2023年11月21日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株式105,000株の発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ86,457千円増加しております。

また、2023年12月20日を払込期日とする第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により、発行済株式総数が45,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ37,382千円増加しております。

## 2. 株式の状況（2024年2月29日現在）

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 4,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,150,400株 |
| (3) 株主数      | 909名       |
| (4) 大株主      |            |

| 株主名                         | 持株数      | 持株比率   |
|-----------------------------|----------|--------|
| 合同会社ひまわり                    | 650,000株 | 56.50% |
| 新谷晃人                        | 57,400   | 4.98   |
| 楽天証券株式会社                    | 25,700   | 2.23   |
| 株式会社エアトリ                    | 22,800   | 1.98   |
| 日本証券金融株式会社                  | 17,200   | 1.49   |
| 西田憲司                        | 17,080   | 1.48   |
| 株式会社SBI証券                   | 12,000   | 1.04   |
| グローバル・タイガー・ファンド3号投資事業有限責任組合 | 11,400   | 0.99   |
| 株式会社アンビション・ベンチャーズ           | 11,400   | 0.99   |
| かっこ株式会社                     | 11,400   | 0.99   |
| 株式会社ベクトル                    | 11,400   | 0.99   |

- (注) 1. 2024年3月16日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、(1)発行可能株式総数は4,000,000株増加し8,000,000株となっております。
2. 2024年3月16日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、(2)発行済株式の総数は1,150,400株増加し2,300,800株となっております。
3. 当社は、自己株式を37株保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                       |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                               |
|---------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                             |                     | 2022年2月25日                                    |
| 新 株 予 約 権 の 数                         |                     | 1,709個                                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる<br>株 式 の 種 類 と 数 |                     | 普通株式 34,180株<br>(新株予約権1個につき 20株)              |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                   |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額   |                     | 新株予約権1個当たり 3,920円<br>(1株当たり 196円)             |
| 権 利 行 使 期 間                           |                     | 2024年2月26日から<br>2032年2月25日まで                  |
| 行 使 の 条 件                             |                     | (注) 3                                         |
| 役 員 の<br>保有状況                         | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 1,709個<br>目的となる株式数 34,180株<br>保有者数 1名 |
|                                       | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名          |
|                                       | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名          |

(注) 1.2023年8月25日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2.2024年3月16日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」については、当該株式分割による調整前の当事業年度末時点における株式数及び金額で記載されております。

#### 3.新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位にあることを要す

る。ただし、当社又は当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、または定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ④ 新株予約権の目的である株式が、日本国内の金融商品取引所に上場され取引が開始される日（以下、「上場日」という。）から2年経過するまでは新株予約権を行使することはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
  - (i) 上場日から2年経過した日から1年間  
当該新株予約権者が割当てられた新株予約権の40%
  - (ii) 上場日から3年経過した日から1年間  
当該新株予約権者が割当てられた新株予約権の70%
  - (iii) 上場日から4年経過した日から新株予約権の権利行使期間の末日まで  
当該新株予約権者が割当てられた新株予約権の100%

## **(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2024年2月29日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 新 谷 晃 人   |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 取 締 役         | 大 坂 谷 優 介 | マーケティングDX事業担当                                                                                                                                                                                                                       |
| 社 外 取 締 役     | 中 山 寿 英   | 株式会社みなとグローバル 代表取締役<br>公認会計士・税理士 中山 寿英 会計事務所 所長<br>株式会社アプトポット 取締役<br>ファイブスター投信投資顧問株式会社 監査役<br>かっこ株式会社 社外取締役 監査等委員<br>株式会社シンクロ・フード 監査役<br>株式会社Globee 社外監査役<br>ユニファイド・サービス株式会社 監査役<br>iYell株式会社 社外取締役監査等委員<br>Supership株式会社 社外取締役監査等委員 |
| 常 勤 監 査 役     | 村 嶋 宏 之   | －                                                                                                                                                                                                                                   |
| 監 査 役         | 清 野 芳 昭   | 株式会社農業総合研究所 常勤監査役<br>株式会社世界市場 監査役                                                                                                                                                                                                   |
| 監 査 役         | 山 口 敬 之   | 株式会社スタジオアタオ 取締役管理部ゼネラルマネージャー<br>株式会社エビリー 社外監査役                                                                                                                                                                                      |

- (注) 1. 取締役 中山 寿英氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 村嶋 宏之氏、清野 芳昭氏及び山口 敬之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 山口 敬之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役の中山 寿英氏および社外監査役の清野 芳昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### (5) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額は、2021年5月31日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額30,000千円と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は3名(うち社外監査役3名)であります。

#### ② 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、取締役会で決定しております。

監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役会の協議により決定しております。

また、上記の報酬額のほか、取締役に對してストック・オプションを付与しており、当該取締役の果たす役職、役割及び貢献度を勘案して付与数を決定しております。

#### ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の取締役の報酬額については、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであり、相当であるものと判断しております

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額<br>(千円) |             | 対 象 と な る<br>役 員 の 員 数<br>(人) |
|------------------|--------------------|--------------------|-------------|-------------------------------|
|                  |                    | 基 本 報 酬            | 非 金 銭 報 酬 等 |                               |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 50,600<br>(2,400)  | 50,600<br>(2,400)  | －<br>(－)    | 3<br>(1)                      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 8,400<br>(8,400)   | 8,400<br>(8,400)   | －<br>(－)    | 3<br>(3)                      |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 59,000<br>(10,800) | 59,000<br>(10,800) | －<br>(－)    | 6<br>(4)                      |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 当社は業績連動報酬等の制度は導入しておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 中山 寿英氏は、株式会社みなとグローバル代表取締役、公認会計士・税理士 中山 寿英会計事務所所長、株式会社アプトポット取締役、ファイブスター投信投資顧問株式会社監査役、かつこ株式会社社外取締役監査等委員、株式会社シンクロ・フード監査役、株式会社Globe社外監査役、ユニファイド・サービス株式会社監査役、iYell株式会社社外取締役監査等委員及びSupership株式会社社外取締役監査等委員を兼任しております。かつこ株式会社は当社の株主であります但し一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。その他につきましても当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 清野 芳昭氏は株式会社農業総合研究所監査役、株式会社世界市場監査役を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 山口 敬之氏は株式会社スタジオアタオ取締役、株式会社エビリー社外監査役を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                           |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 中山 寿 英  | 当事業年度に開催された取締役会29回のすべてに出席いたしました。<br>公認会計士としての専門的見地並びに、複数の企業での監査役としての経験及び見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。       |
| 監査役 村 崙 宏 之 | 当事業年度に開催された取締役会29回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席いたしました。<br>企業経営の経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。        |
| 監査役 清 野 芳 昭 | 当事業年度に開催された取締役会29回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席いたしました。<br>複数企業での監査役経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。    |
| 監査役 山 口 敬 之 | 当事業年度に開催された取締役会29回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席いたしました。<br>公認会計士としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

ESネクスト有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の選定に関しては、監査法人の独立性、専門性及び品質管理体制等を総合的に勘案し、職務の遂行が適正に行われることを確認する方針とし、当該基準を満たし、高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運営が期待できることから、ESネクスト有限責任監査法人を会計監査人として選定しております。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任を検討いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況を考慮し、株主総会への会計監査人の解任、不再任に関する議案の提出の要否の検討を每期行っておりま。

## (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるESネクスト有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

# 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

## (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令、倫理、社会規範の遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、企業倫理及びコンプライアンスの意識の醸成と浸透を図る。
- (2) 監査役会を設置し、取締役の職務執行の監督機能の充実を図り、経営の健全性と透明性の維持並びに一層の向上を図る。
- (3) 内部監査部門は、法令及び定款等の遵守状況及び業務の効率性について監査し、代表取締役にその結果を報告する。
- (4) 不祥事件等の発生について、社内の報告、調査制度を整備し、それらの事件への対処、是正、届出、再発防止等必要な措置を適切に行う。
- (5) 「反社会的勢力対策規程」を定めて「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」旨明記し、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等外部関係機関と連携を図り、毅然としてこれに対応する。
- (6) 違法行為等の発生について、それらを未然に防止し又は早期に発見するため、内部通報制度を設置する。また、内部通報を行った者に対して、通報を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁止する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他の職務の執行に

関わる重要な文書（電磁的な記録を含む、以下同様とする。）は、法令、定款及び「文書保管管理規程」に基づき、適正に作成、保存、管理（廃棄を含む。）する。

- (2) 情報の管理については、個人情報保護マネジメントシステムの規格に基づき適正に管理する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク・コンプライアンス規程」に必要な条項を定め、リスク管理体制を構築・整備・運用する。
- (2) 内部監査部門は、各部署のリスク管理の状況が適切であるかを随時モニタリング及びレビューし、その結果を代表取締役、監査役に報告する。
- (3) 事業の重大な障害、事件、事故、及び災害等が発生した場合は、代表取締役を長とする対策本部を設置し、情報収集、対応策の検討・決定及び実施等により、事態の早期解決を図る。
- (4) リスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の担当業務及び職務権限を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保し、チェック機能の強化と業務執行の効率化を図る。
- (2) 取締役会において、中期経営計画及び年度予算を策定し、各部署において達成すべき目標を明確化するとともに、経営環境の変化に機敏に対応しつつ連携を保つため、必要な情報を全社的に共有する環境を整備する。
- (3) 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。

### ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会事務局を設置し、監査役の業務を補助する。

### ⑥ 使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 補助使用人(以下、使用人)は、監査役が指示をした補助業務については、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。

(2) 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助使用人は、監査役に同行して、代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場に参加する。
- (2) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、随時、株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他の職務の執行に関わる重要な文書を閲覧させるようにする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役会の職務の効率的な遂行のため、取締役及び使用人は、以下の事項が発生した場合、速やかに監査役及び監査役会に報告する。

イ.当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生したとき

ロ.取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見したとき

ハ.その他当社の信用を毀損するおそれのある事実を発見したとき

ニ.上記に準じ、当社の事業運営上重要な影響を及ぼす事実を発見したとき

⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告（内部通報を含む）を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用又は債務が、監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかにこれを支払う。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、社内の重要課題を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意

見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

- (3) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

リスク・コンプライアンス規程等の各種規程の制定及び周知徹底を行っています。その上で、内部監査室は監査役会と連携し、使用人の職務執行に関する状況把握及び監査を定期的に行っております。また、監査役会は取締役の職務執行のモニタリングを行い状況把握及び監査を定期的に行っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記録された文書及び電磁的記録については、社内規程に従い、適切に保存及び管理しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置し、組織横断的なリスクの状況把握及び監視を行い、代表取締役に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督しております。また、組織規程及び職務権限規程に基づき、適切に業務を分掌させた上で、権限の委譲を行い、付与された権限に基づき、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築し、運用しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

現時点において特段の定めはありません。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 3,505,343 | 流動負債          | 2,739,357 |
| 現金及び預金    | 1,212,314 | 買掛金           | 1,761,981 |
| 売掛金       | 2,237,769 | 短期借入金         | 100,000   |
| 前渡金       | 23,329    | 1年内返済予定の長期借入金 | 243,216   |
| 前払費用      | 10,743    | 未払金           | 471,504   |
| その他の他     | 22,724    | 未払法人税等        | 56,640    |
| 貸倒引当金     | △1,537    | 未払法 人 税 等     | 48,708    |
| 固定資産      | 123,044   | 契約 負 債        | 13,098    |
| 有形固定資産    | 8,708     | 預 り の 金 他     | 10,615    |
| 建物        | 3,618     | そ の 他         | 33,593    |
| 工具、器具及び備品 | 5,090     | 固定負債          | 379,783   |
| 無形固定資産    | 27,272    | 長期借入金         | 379,783   |
| ソフトウェア仮勘定 | 27,272    | 負債合計          | 3,119,140 |
| 投資その他の資産  | 87,062    | (純資産の部)       |           |
| 出資金       | 30        | 株主資本          | 509,247   |
| 長期前払費用    | 931       | 資本金           | 157,839   |
| 繰延税金資産    | 11,527    | 資本剰余金         | 123,839   |
| 敷金        | 73,973    | 資本準備金         | 123,839   |
| その他       | 600       | 利益剰余金         | 227,651   |
| 資産合計      | 3,628,388 | その他利益剰余金      | 227,651   |
|           |           | 繰越利益剰余金       | 227,651   |
|           |           | 自己株式          | △82       |
|           |           | 純資産合計         | 509,247   |
|           |           | 負債純資産合計       | 3,628,388 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

( 2023年 3月 1日から )  
( 2024年 2月 29日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 2,948,333 |
| 売上原価         | 1,949,200 |
| 売上総利益        | 999,132   |
| 販売費及び一般管理費   | 826,355   |
| 営業利益         | 172,777   |
| 営業外収益        |           |
| 還付金収入        | 17,134    |
| その他          | 416       |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 10,738    |
| 上場関連費用       | 11,672    |
| その他          | 1,168     |
| 経常利益         |           |
| 税引前当期純利益     | 166,750   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 59,099    |
| 法人税等調整額      | △6,707    |
| 当期純利益        | 114,358   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年3月 1 日から)  
(2024年 2 月29日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |              |                  |              |      |             | 純 資 産 合 計 |
|---------------|---------|-----------|--------------|------------------|--------------|------|-------------|-----------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金        |              | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |           |
|               |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰余金     | 利益剰余金<br>合 計 |      |             |           |
|               |         |           |              | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |      |             |           |
| 当 期 首 残 高     | 34,000  | －         | －            | 113,292          | 113,292      | －    | 147,292     | 147,292   |
| 当 期 変 動 額     |         |           |              |                  |              |      |             |           |
| 新 株 の 発 行     | 123,839 | 123,839   | 123,839      |                  |              |      | 247,678     | 247,678   |
| 当 期 純 利 益     |         |           |              | 114,358          | 114,358      |      | 114,358     | 114,358   |
| 自 己 株 式 の 取 得 |         |           |              |                  |              | △82  | △82         | △82       |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 123,839 | 123,839   | 123,839      | 114,358          | 114,358      | △82  | 361,954     | 361,954   |
| 当 期 末 残 高     | 157,839 | 123,839   | 123,839      | 227,651          | 227,651      | △82  | 509,247     | 509,247   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 15年～18年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～10年  |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (2) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

##### ① マーケティングDX事業

運用型広告を中心とするプロモーション手法を通じ、顧客のWebサイトへの集客を適切に行うための課題抽出、戦略立案から広告の運用までを一貫して実施しております。具体的には顧客のマーケティング戦略に応じて複数種類の広告手法・プラットフォームを柔軟に組み合わせ、プロモーションを設計・運用しております。

顧客との広告業務委託基本契約書に基づき広告運用サービスを提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は広告運用サービスが引き渡される一時点で充足されるものであり、当該時点において収益を認識しております。

なお、当該事業におけるサービス提供のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から取引先等に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

##### ② 不動産DX事業

主にユーザーと解体業者がマッチングした際に手数料を受領する事業であり、登録解体業者との利用規約

に基づき解体希望のユーザーを紹介し、ユーザーと解体業者との間で取引が成約した時に履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「敷金」は金額的重要性が増したため当事業年度より区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,535千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 100,000千円 |
| 借入実行残高  | 100,000千円 |
| 差引額     | －千円       |

6. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末の<br>株式数(株) |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式  | 50,000             | 1,100,400         | －                 | 1,150,400         |

(注) 1. 変動事由の概要

株式分割による増加 950,000株

新規上場に伴う新株発行による増加 150,400株

2. 当社は、2024年3月16日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末の<br>株式数 (株) |
|-------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 普通株式  | －                   | 37                 | －                  | 37                 |

(注) 1. 変動事由の概要

単元未満株式の買取り請求による増加 37株

2. 当社は、2024年3月16日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決 議 予 定                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2024年5月30日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 13,804         | 12              | 2024年2月29日 | 2024年5月31日 |

(注) 当社は、2024年3月16日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2024年2月29日を基準日とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

(5) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式 136,840株

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しており、また資金調達については銀行借入により調達する方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金については、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日となっており、流動性リスクに晒されております。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### [売掛金]

営業債権である売掛金に係る取引先の信用リスクは、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高の管理を行うとともに、信用状況を年1回見直し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握および軽減を図っております。

##### [敷金]

敷金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### [短期借入金及び長期借入金]

事業用資金としての借入に係る金利変動のリスクに対しては、主として固定金利での調達を行うことで対応しております。

##### [買掛金及び未払金]

営業債務である買掛金及び未払金に係る流動性リスクに対しては、月次の予算統制に基づき、適時に資金繰り計画を作成することにより、管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

|           | 貸借対照表計上額 | 時 価     | 差 額    |
|-----------|----------|---------|--------|
| 敷金        | 73,973   | 73,099  | △873   |
| 長期借入金(※2) | 622,999  | 620,785 | △2,213 |

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は「長期借入金」に含めております。

(※3) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区 分       | 時 価     |           |         |           |
|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
|           | レ ベ ル 1 | レ ベ ル 2   | レ ベ ル 3 | 合 計       |
| 敷 金       | —       | 73,099    | —       | 73,099    |
| 長 期 借 入 金 | —       | (620,785) | —       | (620,785) |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利息の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 未払費用      | 2,425千円  |
| 未払事業税     | 2,897千円  |
| 敷金        | 2,054千円  |
| 減価償却超過額   | 1,721千円  |
| その他       | 2,428千円  |
| 繰延税金資産合計  | 11,527千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 11,527千円 |

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                    | マーケティングDX | 不動産DX   | 合計        |
|--------------------|-----------|---------|-----------|
| 一時点で移転されるサービス      | 2,838,851 | 109,481 | 2,948,333 |
| 一定の期間にわたり移転されるサービス | —         | —       | —         |
| 顧客との契約から生じる収益      | 2,838,851 | 109,481 | 2,948,333 |
| その他の収益             | —         | —       | —         |
| 外部顧客への売上高          | 2,838,851 | 109,481 | 2,948,333 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権

|                     | 当事業年度 (千円) |
|---------------------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 2,362,062  |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 2,237,769  |
| 契約負債 (期首残高)         | 8,705      |
| 契約負債 (期末残高)         | 13,098     |

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 221円34銭

(2) 1株当たり当期純利益 55円11銭

(注) 当社は、2023年8月25日付で普通株式1株につき20株の割合で、2024年3月16日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2024年2月26日開催の取締役会の決議に基づき、2024年3月16日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2024年3月15日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

|                |            |
|----------------|------------|
| 株式分割前の発行済株式数   | 1,150,400株 |
| 株式分割により増加する株式数 | 1,150,400株 |
| 株式分割後の発行済株式総数  | 2,300,800株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 8,000,000株 |

③ 分割の日程

|        |            |
|--------|------------|
| 基準日公告日 | 2024年2月29日 |
| 基準日    | 2024年3月15日 |
| 効力発生日  | 2024年3月16日 |

④ 1株当たりの情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、（1株当たり情報）に記載しております。

（3）株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款第5条の発行可能株式総数を変更いたしました。

② 定款変更の内容（下線は変更箇所を示しております。）

| 変更前                                                   | 変更後                                                   |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| （発行可能株式総数）<br>第5条 当会社の発行可能株式総数は、<br><u>400</u> 万株とする。 | （発行可能株式総数）<br>第5条 当会社の発行可能株式総数は、<br><u>800</u> 万株とする。 |

③ 効力発生日 2024年3月16日

（4）その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

② 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2024年3月16日以降に行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおりに調整いたしました。

| 新株予約権の名称 | 調整前行使価額 | 調整後行使価額 |
|----------|---------|---------|
| 第1回新株予約権 | 196円    | 98円     |

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月1日

バリュークリエーション株式会社  
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 加 藤 健 一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 高 畑 明 久 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 海 野 直 人 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、バリュークリエーション株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守

したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和5年3月1日から令和6年2月29日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月1日

バリュークリエーション株式会社 監査役会

常勤監査役 村 巖 宏 之 ㊟

社外監査役 清 野 芳 昭 ㊟

社外監査役 山 口 敬 之 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第16期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は13,804,800円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年5月31日といたしたいと存じます。

(注) 2024年3月16日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

上記期末配当金は、株式分割前の基準で換算した配当額を記載しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業領域の拡大及び多様性に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                  | 変 更 案                             |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (目 的)                    | (目 的)                             |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。          |
| 1. ～24. (条文省略)           | 1. ～24. (現行どおり)                   |
| (新設)                     | 25. <u>建物及び構築物の解体工事の請負、施工及び監理</u> |
| <u>25. 前各号に附帯する一切の事業</u> | <u>26. 前各号に附帯する一切の事業</u>          |

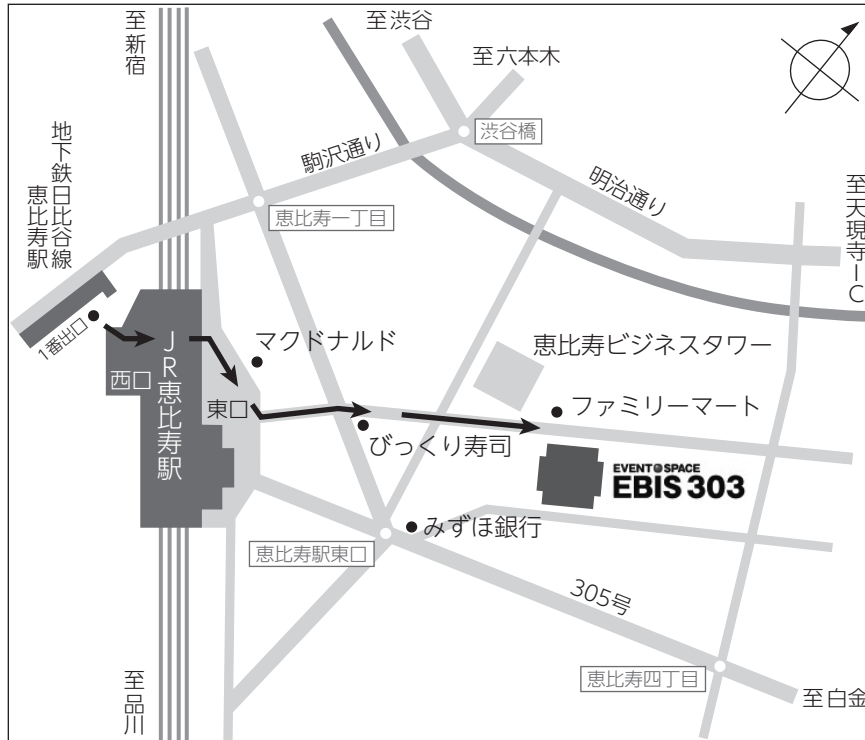
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区恵比寿1丁目20-8

エビスバルビル「EVENT SPACE EBIS303」

『カンファレンススペース A』5階



交通 JR恵比寿駅

東口より

徒歩約3分

地下鉄日比谷線恵比寿駅

1番出口より

徒歩約4分